第6章 計画の達成状況の評価

定期的に計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を実施する、PDC Aサイクルに基づく管理を行います。

1 進捗状況評価

計画の中間年(平成 27 年度)に、適正化計画の進捗状況に関する評価を行い、結果を 公表します。

この結果は、必要に応じ適正化計画(達成すべき目標値の設定、目標を達成するために 取り組むべき施策等)の内容の見直しに活用するほか、次期計画の参考とします。

2 実績評価

計画期間の翌年度(平成30年度)に、計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行います。

評価の内容は、厚生労働大臣に報告し、公表します。

年度 計画	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第2期計画	策 定	計画期間					
				進捗状況 評価			実績評価

第7章 計画の推進

1 関係者の意見の反映

計画の推進・評価等に当たっては、様々な立場の方の幅広い意見を反映することが必要です。愛知県医療審議会を活用し、関係者や専門家(学識経験者、保健医療関係者、保険者の代表者等)の協力を得ながら、本県の実情に応じた適正化対策の推進等を図ります。

2 市町村との連携

市町村は、住民の健康の保持の推進に関しては、健康増進の啓発事業等を実施する立場であり、また、医療の効率的な提供の推進に関しては、療養病床から転換する介護保険施設その他の介護サービスの基盤整備を担う立場の一つであります。このため、計画を推進する過程において、必要に応じて関係市町村に協議するなど、市町村との連携を図ります。

3 保険者・医療機関その他の関係者の連携及び協力

第5章の本県が取り組む施策を円滑に進めるために、県民の健康の保持の推進に関しては保険者及び健診・保健指導事業者等と、医療の効率的な提供の推進に関しては 医療機関及び介護サービス事業者等と、普段から情報交換を行い、相互に連携及び協力を図ります。

こうした情報交換の場としては、愛知県保険者協議会のほか、地域・職域連携推進 協議会、愛知県医療審議会等を活用するとともに、様々な機会を積極的に活用します。